

謝金に関する規則

(平成 24 年 6 月 21 日制定、平成 26 年 1 月 26 日改定、平成 30 年 1 月 21 日改定、令和 2 年 11 月 29 日、令和 3 年 1 月 24 日改定、令和 3 年 9 月 5 日改定)

(目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下「本法人」という。）が依頼する講演・ファシリテーター、外部委員・外部部員、外部オンラインジャーナル査読等（以下「講師等」という。）の対価として支払う謝金についての規準を定めることを目的とする。なお、厚生労働省より委託を受け行う事業において支払う謝金については、その事業を担当する委員会において別途基準を定めることとする。

(謝金の種類)

第 2 条 本法人が支払う謝金は次の通りとする。

- (1) 講演・ファシリテーター等の実施に関する対価
- (2) 外部委員・外部部員等の実施に関する対価
- (3) 外部オンラインジャーナル査読に関する対価
- (4) 専門医・認定関連の専門医認定試験官、専門医書類審査部員、認定試験作成部員、認定研修施設審査員に関する対価

(謝金の支払い単位、額)

第 3 条 支払い単位、額は別表に定める通りとする。

2. 前項に拘らず、これにより難しい場合には（例：特別な理由で支払い単位、額の調整が必要な場合）には、理事会の判断に基づき決定するものとする。

(講師等の旅費および宿泊費)

第 4 条 講師等の旅費および宿泊費は、本会の「旅費細則」により支給する。

2. 前項に拘らず、これにより難しい場合は、理事会の判断に基づき決定するものとする。

(謝金の支払方法)

第 5 条 謝金の支払にあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2. 前項の規定に拘らず、講師が法人として謝金を受領する場合は、法人の求めに応じ、源泉徴収は行わない。
3. 精算方法は、口座振込とする。

(謝金を支払わない場合)

第 6 条 謝金が本法人以外の者から支払われる場合は、本法人はそれを支払わない。

2. 講演の内容が、講師等の所属機関・関連機関の業務・宣伝に当たる場合は、本法人は謝金を支払わない。

(規則の変更)

第 7 条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

別表 謝金の支払い単位と謝金額

	区分	役職など	支払い単位	謝金額
学術大会	非会員		講演時間 60 分	100,000 を 上限とする
外部委員・外部部員	非会員		会議出席 1 回あたり	10,000
OJ 査読	非会員		査読 1 本あたり	7,000
教育セミナー	会員	講師	講演時間 50 分	10,000
	非会員	講師	講演時間 50 分	30,000
基礎セミナー	会員	講師	講演時間 60 分	10,000
	非会員	講師	講演時間 60 分	30,000
医学生・若手医師セ ミナー	会員	講師兼ファシリテーター	講演 15~20 分 +ファシリテーター	8,000
	会員	ファシリテーター		8,000
	会員	講師	講演 50~90 分	10,000
	非会員	講師		15, 000
看護職セミナー	会員	講師、ファシリテーター		8,000
MSW セミナー	会員 (WPG 員)	講師またはファシリテーター		8,000
	会員 (非 WPG 員)	講師		8,000
ELNEC	会員	講師またはファシリテーター	10 時間程度、1 日分	8,000
	会員	講師またはファシリテーター	5 時間程度、半日分	4,000
CLIC	会員	講師またはファシリテーター	10 時間程度、1 日分	8,000
CLIC-T	会員	講師またはファシリテーター	10 時間程度、1 日分	8,000
専門医・認定医関連	会員	専門医認定試験官	10 時間程度	8,000
	会員	専門医書類審査部員	10 時間程度	8,000
	会員	認定試験作成部員	10 時間程度	8,000
専門医・認定医セミ ナー	会員	講師	講演時間 50 分	10,000
	非会員	講師	講演時間 50 分	30,000
海外招聘演者	非会員	講師	半日	50,000
			1 日	100,000
	※チーム招聘の場合も 1 人あたりにつき上記金額を支給。 ※講師の学識、専門性、役職位などに応じて、1 日上限 200,000 円まで増額可 能とする。			